

長与町第11次総合計画策定調査等業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、長与町が公募型プロポーザル方式により「長与町第11次総合計画策定調査等業務」に係る契約候補者を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) プロポーザル

その性質または目的が競争入札に適しないと認められる業務を発注する場合に、当該業務に係る実施方針、技術提案等に関する企画提案書（以下「企画提案書」という。）等の提出を受け、原則としてヒアリングを実施した上で審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した契約候補者を特定決定する方式をいう。

(2) 公募型プロポーザル

公募により提案者を募集し、その応募者のうち一定の条件を満たす者から提案を受けるプロポーザル方式をいう。

3. 業務の概要

(1) 業務名

長与町第11次総合計画策定調査等業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 契約上限額

令和6年度 5,379,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和7年度 8,514,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する者は、提案書の提出期限日において次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ① 平成26年4月以降、市町村総合計画策定業務の履行実績を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ③ 法令に基づく営業停止処分及び指名停止を受けていないこと。

- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 国税・都道府県税・市町村税の未納がないこと。
- ⑥ 消費税・地方消費税の未納がないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団をいう。）若しくは暴力団員等（同法第2条第6号に掲げる暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

5. 実施スケジュール

内容	期間等
公告	令和6年4月15日
質問票の提出期限	令和6年4月15日 ～ 令和6年4月24日 17時まで
質問票への回答	令和6年4月26日まで随時
参加申込書等の提出期限	令和6年4月15日 ～ 令和6年5月10日 17時まで
参加資格の決定及び通知	令和6年5月14日 発送予定
提案書等の提出期限	令和6年5月14日 ～ 令和6年5月22日 17時まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年5月27日 ～ 令和6年5月31日 上記期日のうち、別途町が指定する日時
審査結果通知	令和6年6月3日予定
契約締結	令和6年6月17日までを予定

※各期日は目安であり、日程を変更する場合があります。

6. 質問票の提出

本プロポーザルに参加を希望するにあたり、本実施要領及び仕様書の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり質問票を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年4月24日（水）17時までに必着

(2) 提出先

〒851-2185

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

長与町役場 政策企画課 宛

電話番号：095-883-1111（代表）/095-801-5661（直通）

電子メール：kikaku@nagayo.jp

(3) 質問方法

電子メールの件名を「長与町第11次総合計画策定調査等業務委託に関する質問（提案者名）」とし、質問票（様式4）を添付して「(2) 提出先」まで送信すること。

なお、送信後に必ず電話にて電子メールの到着確認を行うこと。

(4) 質問に対する回答

競争上の地位その他利害を害する恐れがある場合を除き、町HPへの掲載による公表を行う。（令和6年4月26日までに随時）

7. 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の提出書類（以下「参加申込書等」という。）を持参または郵送により「16. 事務局」へ提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書兼誓約書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）※会社パンフレット等の参考資料を添付すること。
- ③ 「4. 参加資格 ①」市町村総合計画策定業務実績一覧（A4版1ページ 任意様式）
（業務名、業務概要、自治体名、人口規模、履行期間、契約金額等）
- ④ 国税・都道府県税・市町村税の未納がないことを示す書類
※証明日が3か月以内のもの。写しでも可。
- ⑤ 消費税・地方消費税の未納がないことを示す書類
※証明日が3か月以内のもの。写しでも可。
- ⑥ 受任者届（様式3）
※受任者が参加する場合のみ

(2) 提出期限 令和6年5月10日（金）17時までに必着

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出部数 各1部

8. 参加資格の確認通知

参加者の参加資格の確認結果について、長与町第11次総合計画策定調査等業務委託に係る公募型プロポーザル参加資格確認通知書（様式5）により通知する。

9. 提案書等の提出

提案者は、次の提出書類（以下「提案書等」という。）を持参または郵送により「16. 事務局」へ提出すること。（以下、提案書等を提出した者を「提案者」という。）

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式）
- ② 見積書（任意様式、A4版）及び各年度の費用内訳書（任意様式、A4版）
見積書には社名等の名称、所在地、代表者名を明記し押印すること。

(2) 企画提案書に係る留意事項

- ①A 4 版片面印刷を基本とし、表紙を含めて 15 ページ程度以内で製本すること。
- ②別紙仕様書の内容及び評価基準表を踏まえ、下記事項を明瞭簡潔に記載すること。
 - ア) 計画策定に向けた基本的な考え、現状分析と課題の抽出方法、次期総合戦略の統合に係る構成案等
 - イ) 町民意識調査等の調査方法、調査結果の分析・構成案等
 - ウ) 策定した新計画における施策や戦略の進捗管理を行うための調査手法等
 - エ) 本業務の実施体制、実施スケジュール等
 - オ) その他、提案を評価するうえで参考となる事項

(3) 提出期限 令和6年5月22日(水) 17時までに必着

(4) 提出方法 持参又は郵送

(5) 提出部数 正本1部、副本6部

10. プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施日時 令和6年5月27日～令和6年5月31日のうち、別途町が指定する日時

(2) 実施場所 長与町役場3階 第1会議室

(3) 出席者 長与町総合計画策定調査等業務委託プロポーザル選定委員会及び事務局

(4) 内容 企画提案の説明20分以内、質疑応答 10分程度

11. 選定の概要

「9. 提案書等の提出」により提出された提案書等及び「10. プレゼンテーション及びヒアリング」の内容等について、長与町総合計画策定調査等業務委託プロポーザル選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、下記(1)～(4)の手順により評価及び契約候補者の特定を行う。

(1) 評価基準

別紙「評価基準表」のとおり

(2) 評価方法

選定委員会の各委員が評価基準のそれぞれの評価項目について評価点数を算出し、全委員の評価点数を合算した点数をもって選定委員会における評価点数とする。

(3) 契約候補者の特定

評価の結果、選定委員会における評価点数が最も高い提案者を契約候補者として特定する。ただし、評価点数が最も高い提案者が複数ある場合は、選定委員会の議決により順位を決定する。

(4) 提案者が1者の場合

提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、契約候補者

となることができる最低基準点を満点の60%とし、最低基準点を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

1 2. 結果の通知

契約候補者として特定又は特定しなかった旨について、令和6年6月3日（予定）までに提案者へ書面で通知する。なお、評価結果に対する異議申し立て等は受け付けない。

また、選定結果通知日翌営業日以降に、下記項目を町HPにおいて公表する。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称及び総合点
- (2) (1) 以外の提案者の総合点

1 3. 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領に記載する参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 評価に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) その他、選定委員会が不相当と認めた場合

1 4. 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、本業務にかかる契約の相手方とする。
- (2) 契約候補者が契約締結までに失格、その他の事由により契約が不可能となった場合は選定委員会における評価結果の次点の者から順に繰り上げ、契約候補者とする。
- (3) 支払い等に関する事項、契約の変更・解除等に関する事項など、契約にあたっての重要な事項については、地方自治法、同法施行令及び長与町財務規則等の定めるところとし、その詳細は契約時に定める。
- (4) 採用された提案書は、契約時の仕様書の原型となるものであるが、すべての内容について契約を保証するものではなく、本業務の遂行にあたり補正すべき事項がある場合には、提案者との協議により契約締結段階において追加、変更又は削除を行う場合がある。

1 5. その他

- (1) 提案書等については、1者につき1提案に限る。
- (2) 提出書類の提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は契約候補者の特定以外の目的では使用しない。
- (5) 提出書類は原則公開しない。ただし、本案件にかかる情報開示請求があった場合はこの限りでない。
- (6) 本実施要領、仕様書及び評価基準に示すものは主要項目であり、これに明記していない事項についても、本業務を遂行する上で当然備えるべき事項については要求内容に含まれる。

まれているものとして提出書類を作成すること。

- (7) 電子メール等の通信事故について、長与町は一切の責任を負わないものとする。
- (8) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (9) その他記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、長与町財務規則等関係法令及び例規の定めによること。

16. 事務局（提出先）

長与町企画財政部政策企画課

住所：〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659-1

電話：095-801-5661 FAX：095-883-1464

E-mail：kikaku@nagayo.jp